

後藤和智事務所  
OFFLINE



# 青少年 言説

COMMENTARIES

後藤和智 / 後藤和智事務所Offline發言集

# 目次

1.	おすすめの計量分析本	5
2.	ニセ科学批判批判と対峙する	7
3.	東京都青少年条例の「改正」案に反対します。	10
4.	ホメオパシーの問題点とは何か	13
5.	解雇規制緩和は若年層の敵か味方か	17
6.	防災のための東北地方太平洋沖地震記事レビュー	19
7.	『戸塚ヨットスクールは、いま』書評	22
8.	『風評被害』『検証・東日本大震災の流言・デマ』書評	29
9.	『創造的破壊』書評	33
10.	『経済復興』書評	38
11.	放射能汚染への対策とニセ科学	41
12.	教育の畏、世代の畏——いわゆる「バックラッシュ」に関する言説の世代論からの考察	45

13	何を知り、何を読み、何を考えるべきか Short Version	60
14	これからの「防災教育」の話をしよう——学校教育と地域コミュニティの統治について	68
15	Evidence Based Policy——実りある社会政策のために	77

まえがき

本書は、コミックマーケット80にて刊行した同人誌『青少年言説Commentaries——後藤和智／後藤和智事務所Of f Line 発言集』の内、サークルペーパーを中心に、特に私の現在の主張を形作ったいくつかのコンテンツを厳選して、電子書籍として改めて編集したものです。タイトルこそ「青少年言説」と入っていますが、結果としてニセ科学や災害予防など論考が多くなっています。

しかし、青少年政策や言説をめぐる問題は科学の問題として捉えられるべきであるというのが私の見解であり、その点ではより問題意識が強化されたものと自負しております。

なお、表紙は、冊子版の際に、同人サークル「BIBASUKU」のあゆか氏が寄稿してくださったものを引き続き使用しております。電子書籍版での利用を許可して下さったことを、この場を借りてお礼申し上げます。

# 1. おすすめの計量分析本 (2010.9.16) みつ☆トレジャー(16)

今回は「おすすめの数値分析本」でいきたいと思えます。販売ラインナップを見てもわかる通り、現在の当サークルのメインのフィールドは統計学となっております（カタログでは若者論もやるかも、つて書いていたのに；）。若者論を取り扱っていると、その放言としか言いようのない言説の多さ、そして言説の有効性・正当性に対する無自覚さにあきれ果ててしまうことが多いです。

ただ、少なくとも自分の見解を主張する際には統計は役に立ちますし、また統計があれば批判や検証も容易なので自分の意見の欠陥も見えやすいし、解決すべき問題も明らかにしやすい。そういった、いわば「社会科学の統計学」の入り口として個人的におすすめの本を紹介したいと思います。

基礎・広田照幸、川西琢也（編著）『こんなに役立つ数学入門』

ちくま新書、2007年

社会学系：浅野智彦（編著）『検証・若者の変貌』勁草書房、

2006年

政治学系：菅原琢『世論の曲解』光文社新書、2009年

経済学系：片岡剛士『日本の「失われた20年」』藤原書店、

2010年

教育学系：本田由紀、平沢和司（編著）『リーディングス日本の教育と社会・2 学歴社会・受験競争』日本図書センター、2007年

サブカル系：牧田翠『エロマンガ統計』『マンガエロ統計』『T

OLOVEる統計』『TOUKEI』『VS統計』『エロゲ統計』でいひま、2007年～2009年（補注1.1）

読み物：Ian Avres著、山形浩生訳『その数学が

戦略を決める』文春文庫、2010年 / Jeffrey S.

Rosenthal著、中村義作監修、柴田裕之訳『運は数学にまかせなさい』ハヤカワ文庫NF、2010年

広田と川西のは、「社会学の数学入門」としての概説となっており、社会学の様々な分野における数学や統計学の「使われ方」を概観したい場合におすすめです。また、菅原の本は、「週刊東洋経済」などでも話題になっており、読んだことのある方も多いのではないかと思います。データを使った議論が求められてい

る証拠なのでしょう。か。というか新書でこのレヴェルの議論ができるというのはまさに画期的です。

本田らは、様々な視点による研究論文を集約したシリーズの1冊なのですが、教育社会学の中でも学歴と収入の関係などの分野では統計学（特に回帰分析や共分散構造分析）が使われることが非常に多いので、統計（学）を使った社会分析の実例を見るのであれば、この分野はおすすめです。あと、「でいひま」の同人誌は、統計学好きとしてはなになんでもブッシュしたい。統計学を使って漫画の特徴を分析し、分類していく過程は、世迷い言の多いサブカル言説界限において、ひと味違った輝きを持っています。

最後に「読み物」として挙げた2冊は、数学や統計学・確率論の概念、さらにはその社会への適用の概説としておすすめします。特に『その数学が戦略を決める』は、数学さえあれば専門家なんていらぬ、と大見得を張っているのですが、「数学ってこんなこともできるのか！」的な発見を得たいならばこれに勝る本はないと思います。

あと、ここでは、本来であれば医学系とか、心理学・行動科学系なども挙げたかったのですが、こちらの分野の本はあまり読んでいないということもあり、紹介しておりません…。特に医学系は、Evidence Based Medicineという超重要な概念がありますので、なんとしても会得したい分野ではあり

ます。

Evidenceなんて知らないよ、なんて言う人たちには、Evidenceのない世界というものを想像してもらいたい。事実に基づいた医療や社会政策などは、まさにEvidenceなしに行われなから。

（補注1. 1）これらの作品は、2012年5月のコミティア100にて『エロマンガ統計SuperS』という総集編にまとめられている。

## 2. ニセ科学批判批判と対峙する

(2010.10.24 サンシャインクリエーション) 49

医療といったら、最近、ニセ科学（ニセ医療）のひとつである「ホメオパシー」への批判の流れが強くなってきましたね。大変いいことだと思います。ホメオパシーについては夏コミのサークルペーパーでも採り上げたのですが、その後（2010年8月25日）、ついに日本学術会議の会長による談話が発表され、その後、日本医学会などの学会や医師会も賛同の意を表明しました。

このようなホメオパシー批判の流れに対して、案の定、内容もさして吟味しないまま、ちょっとだけかじっただけ（と明らかにわかる）論者による「ホメオパシーいじめはいけない」的な「批判」が来ております。そしてその「批判」は、今まで何回もニセ科学批判（水からの伝言）批判ほか）や通俗的青少年言説批判に対して浴びせかけられてきたものだったりします。特に耳目を集めた（たぶん）ものとして、斎藤環による「時代の風」：「ホメオパシー」をめぐる（平成22年10月3日付毎日新聞）が挙げられます（この人、「ゲーム脳」を荒唐無稽と断じた人なんですけど……どうしてこうなった）。

とりあえずこの人が医療、というより Evidence Based Medicine に対して、

ホメオパシーバッシングの背景にあるエビデンス（医学的根拠）至上主義の危険性である。もちろん現代医療はしっかりした実証研究によつて得られたエビデンスに基づいて、実施されなければならぬ。私もそうしている。ただしそれは、倫理や真理とは無関係な説明責任の問題である。エビデンスに従わないと訴訟に負けるのだ。

などという驚愕ものの認識を持っているということを知ることができただけでもある種の収穫と言っているのでしょうが、それはさておき、斎藤環によるこのコラムもまた、所謂「ニセ科学批判」の法則をある程度踏襲しています。

「ニセ科学批判批判」の思考パターンは、概ね次のようなものです。

1. ニセ科学に対する批判を、ここ数年の間で急速に、しかも所謂「祭り」的に広まったものであると認識している。

2. ニセ科学に対する批判を「バッシング」だと言つてその「態度」（のみ）を集中的に問題視する。

## 2. ニセ科学批判批判と対峙する

3. 「批判はよくない、共存するのが大事だ」もしくは「批判するのではなく、お前が批判しているようなバッシングが存在することを所与のものとして、その上で社会に対して提言したほうが有益だ」などという。

4. 「科学的なるもの、統計的なるものは恣意的なものではないのだから、それを基準に考えるのは意味がない」と言う（これはオプシオン）。

5. 「大衆にはニセ科学のほうが受けがいいのはある意味当然。ニセ科学批判はいわばエリート主義であり、上から目線の「啓蒙」には意味がない」と言う（これもオプシオン）。

まず皆様に理解してほしいのですが、ニセ科学批判の歴史は決して短くありません（むしろ科学史それ自身がニセ科学との闘いであると言ってもいいくらいです）。ホメオパシーについても、すでに50年ほど前にマーティン・ガードナーが『奇妙な論理』（邦訳だとハヤカワ文庫版の1巻P.P. 167-173）で批判しており、さらにその前にはフロレンス・ナイチンゲールによる批判（皮肉？）だってあります。

また概ねニセ科学に対する批判は根柢の薄い「バッシング」ではほとんどなく、その多くが医学的、科学的な「常識」の範疇で批判が成立しているものばかりです。そしてホメオパシーは、数多の研究（を、まとめたメタ・アナリシス）によってその効果それ自体が否定されているという代物だったりする。が、多くの「ニ

セ科学批判批判」者は、ニセ科学批判の根柢については無視してその「態度」ばかりを批難する。

また「批判より共存を」などと言ってどや顔する「ニセ科学批判批判」者もいますけど、とりあえずこれは言っておきます。ニセ科学批判については、対話や共存を拒絶する、もしくは「絶対に批判できない論理」でもって批判を排除するのは、極めて高い確率でニセ科学の側です。（少なくとも我が国の）ホメオパシーも、古くから（？）予防接種は有害だとか、あるいは薬は有害だとかいった言説を垂れ流してきました——否、垂れ流して「います」と言ったほうが正しいか。

あと「科学や統計は恣意的だ」という批判。ええ、確かに恣意的ですよ。ただ、それを批判する言説はもつと恣意的なことが往々にしてあり、斎藤のこの言説もそうと言えます。少なくとも科学や統計は手法が洗練されているので恣意性はかなり低くすることはできますし、また強く恣意的なものはある程度見抜くことが容易である。ところが「科学は恣意的だ」とかいつて論難する人たちの言説は、自分の言説がそれこそ恣意的であることは認めようとしながらいが大半です。彼らは概して「この世界に正しいものなどない」という態度をとりますが、その認識もまた正しいものではなくなるんじゃないの、ということには気付こうとしません。そこを突き詰めれば、立派な相対主義になるのに。あと、5は遠回しな大衆バッシングですよ。



二七科学、特に医療系の二七科学がなぜ問題なのか。それは、ホメオパシーが典型ですけど、「効果がない（薄い）ものでありながら、より効果のある医療に対する自らの有意性を主張し、そしてより効果のある医療を受ける機会を閉ざす」ことに尽きると思います。特にホメオパシー、もしくは一部の助産師などは、病

院による医療や出産が極めてリスクの高いものであることを強調し、そして自分たちの「医療」は安全で、なおかつ「自然」であるものであることをまた強調します。自然なめん！…ではなく（いや、それも言いたいですけど）、実際にはリスクの高い行為であるのに、さもそれを隠蔽して、通常の医療に対して自分が優れていると主張するのは詐欺的な行為ですし、さらに「自然」（ここで言う「自然」とは、決してNatureそのものではなく、論者の都合のいいように再構成された「自然」であることはもつと強調されるべきだと思います。二七科学、二七医療に限らず、若者論でも）などという価値観を導入されてしまうと、もはやそれは医療ではなく、ある種の「思想」の実践でしかなくなってしまうと思います。

しかも、本人が確たる信念のもとそれを実行して実害を被るならまだいいですけど（よくないよ）、子供やさらには乳幼児に対してその「思想の実践」が押しつけられて実害を被るのは極めて大きな問題です。しかもその実害の引き金となる親やあるいは「医師」はよかれと思ってやっており、さらに言うると二七科学には実

害があることすら隠蔽する機構がある（ホメオパシーだと「好転反応」という物言いがそれに該当します）ので、問題の原因もかなり入り組んでいるわけです。なおかつ、多くの「二七科学批判批判」者はそこを意図的に（？）無視して、批判者の「態度」ばかりを問題にする。

少なくとも多くの二七科学批判は、科学的なレイヤーにとどまるのではなく、法的、倫理的、経済的な分野にまで足を伸ばしうる。比して、「二七科学批判批判」は、ただ「お前の態度が気に入らない」の一点張りで難癖をつけるだけです。少しも進歩することは無い。自分の思想や思考から一歩も抜け出さない、というのは、二七科学と「二七科学批判批判」の、決して小さくない共通点なのです。

### 3. 東京都青少年条例の「改正」案に反対します

## 3. 東京都青少年条例の「改正」案に反対します。

(2010.12.5 第十一回文学フリマ)

今年(2010年)春の、「非実在青少年」なる言葉が耳目を集めた東京都の青少年健全育成条例改正案が否決されてから若干の月日を経て、いま再び同ような条例案が都議会に提出されており、「非実在青少年」なる言葉がなくなったぶん、いや、なくなったからこそ、さらに広範な規制(山口貴士などは「非実在犯罪」規制だ、と言っていますね)になっております。

実を言うと私も、この改正案についての陳情を行っております(郵送で。ちなみに受理された模様)。もちろん、言うまでもなく反対の立場からの陳情です。私が陳情書で指摘した次項は概ね次の通りです。

1、第7条の2などに見られる「実写を除く」という文言に代表される規制範囲の不当性(もちろん、実写も規制せよ、という立場には立ちませんよ)。

2、「青少年の性に関する健全な判断力の形成を妨げ、青少年の健全な成長を阻害するもの」(第7条の2及び第9条の2の2)の基準の曖昧さと、なぜ性に関するものを中心に規制するかということ。

3、「心身に有害な影響を受け自己の尊厳を傷つけられた青少年

年」(16条の6の2の3)がどのような状態を指すのかということと、それに対する尊厳の回復とメディア規制の関係が不明確であること。

4、第18条など、インターネット規制関連で都の権限が強すぎること。

これだけでも十分に問題があると思いますが、あとは提出後に次の論点が浮かんできましたね。

1、不純異性交遊などを「不当に賛美」するものを対象にしているが、その「不当に賛美」とやらの基準がわからない。そして名目上の起草者たる都知事(石原慎太郎:当時)は、それについて明らかに客観的な基準を持っていない。

今回もこの条例に対して、日本ペンクラブや脚本家協会などが反対の意思表示をしております。あとは地方紙ですね。熊本日日新聞などは、社説やコラムで今回の「改正」案に反対する、もしくは皮肉な内容のことを書いております。実に頼もしい限りです。全国紙でも朝日新聞は反対の立場の社説を書いておりましたし。

ところで、今回の都条例「改正」案絡みの言説で、「過激な規

制はいけなけれど、推進派の言うとおり「目も当てられない」漫画とかがあるのは事実だから、彼らが納得するような規制を考えましょう」などというものが出てきました。過日（2010年11月29日）にニコニコ生放送で放送された番組でも、東浩紀がこのような立場をとっておりましたね。

しかし、このような言説を述べる人がなぜか触れない点、そしてこのような立場に立つ上で避けて通れない点が2つあります。

- 1、どれくらいの人たちを納得させることができればいいのか。
- 2、彼らが問題視している表現に触れる確率をどれくらいまで下げればいいのか。

まず1についてモデルを考えてみましょう。まず、表現の「過激さ」と、それについて許容できない人の割合が、過激さの単純増加関数で表せるとします（もちろん、そもそも「過激さ」それ自体の数量化は難しいので、わかりやすくするためにこのように考えます）。これは、特定の化学物質の危険性を判定することと基本的に同じ考えですが、化学物質の場合は、インプットは食品中の濃度など、アウトプットは疾病の発生率などで比較的容易に数量化できるのに対し、性表現などの場合はそうはいきません。ですが、疫学の視点から考えて、「納得のいく規制」を考えるなら、そのような視点を持つことは不可避のはずです。

規制論についてある程度調べている方ならわかるでしょうが、現実の規制論は特定の政治色（治安行政、「青少年健全育成」関

連など）に潤色されたものが多く、またメディア規制「そのもの」が目的になっている規制派はほとんどいないでしょう。たいていは道徳規制の一環としてメディア規制を主張しているだけだと思います。だから、規制論も過激にならざるを得ず、また現実の規制論はそういった色彩が強い。だから、彼らの言説を元に、表現の過激さと許容度をモデル化しようとすると、閾値を極端に下げざるを得なくなるはずです。

2についてはさらに数量化、モデル化が難しいですが、少なくとも特定の表現がある限り、特定の観測者とその表現に触れない確率を0にすることはあり得ないわけです。それでも、規制の社会的コスト（ベネフィット）と、現実に規制にかける労力を秤にかけて判断する必要があります。これは消費者行政にも当てはまります。事故が発生したから特定の道具や遊具について規制する、ということと考え方は同じです。しかしここでも、やはり消費者行政とは違い指標化が難しい故、既存の規制派の言説をもとに基準を作成すると、やはり規制を極端にせざるを得ない。

以上のように、上に掲げた2点について、疫学的視点で考えてみると、明らかに重要な視点が欠けていることがわかるはずですよ。そして現実の規制論を絡めて考えると、結局彼らの「穏当な規制論」は、「過激な規制論」を呼び起こしてしまっ、もしくは追従してしまう可能性が極めて高いのです。ちなみに私見では、書店の陳列場所や掲載誌などという形で、それなりに理想的な（全

### 3. 東京都青少年条例の「改正」案に反対します

体的なコストを最小限にしうる）ゾーニング、もしくは規制は行われているものと考えております（いくつかの規制反対の議論において、おもに秋田書店を諫める（？）物言いがあつたことからもわかると思います）。最近いろいろなジャンル専門の漫画誌（百合とか、BLとか、男の娘とか）がありますけど、それも一種の（極端に社会的コストをかけない）規制のありかたの一種と見ることもできると思います。

理想的な物言いに過ぎるかもしれませんが、少なくとも疫学的な考え方がもう少し広まれば、石原慎太郎や某PTAの代表のような極端な規制論も、東浩紀のような「宥和論に見える単なる規制論への追従」も、もう少し減らせると思うのです。

## 4. ホメオパシーの問題点とは何か (2011.1.16 みく☆アトジャー17)

ホメオパシーについては夏コミのサークルペーパーで採り上げたことがあるのですが、その後、8月25日付け朝日新聞で日本学術会議によるホメオパシーを否定する談話が報じられたりとか、毎日新聞からも質の高いコラムに定評のある石戸論・岡山支局記者が朝日の記事に対して援護を送ったりとかいろいろあったわけですが、最近起こった一つの無視できないトピックとして、朝日新聞系列のニュースサイト(?)である「WEBRONZA」が、ホメオパシーに対して好意的な記事を掲載しました。

当然、特にtwitter上のニセ科学批判関係者は反発しました。よりによってホメオパシーに対して批判的なスタンスをとってきた朝日の関連メディアで、ホメオパシーに対して好意的な記事が掲載されてしまったからです。それまでの朝日の努力を反故にしてしまうものと同らえかねない行為への反発というものがあつたでしょう(その後のtwitter上でこのニセ科学批判の関係者とWEBRONZAのアカウントの中の人のやりとりについては割愛します)。

ところで、この騒動の中で、まあネット上の議論に関してはよくあることなのですが、一部の「識者」が、「ホメオパシーという」な

んだかわけのわからないもの」に対して感情的に反発しているだけ」と述べているのを見かけました。少なくとも私の見る限りにおいては、WEBRONZAの記事に対して反発していたのは、そのような態度に対してもっとも遠い部類の人たちだと思えますが、ただ私も、「識者」と呼ばれる人においてすら、なぜホメオパシーが批判されるのかということについての認識が共有されていないのではないかと感じたため、改めてホメオパシーが批判される「理由」について整理してみましよう。

1. ホメオパシーそのものには薬効が「ない」可能性が高いことがすでにわかっている

そもそもホメオパシーというのは、特定の症状と似たような症状を引き起こす物質(毒)を限りなく希釈することにより、希釈された水がその症状に対して薬効を持つのではないか(同種の法則・超微量の法則)、と見なされたことを出発点とする医療法です。もちろん、分子などの化学的観点からすれば、この考え方は否定されて然るべきものなのですが、一応、というかたまたまその法則が成り立ちそうな事例があつたため、一時期は科学的な医

#### 4. ホメオパシーの問題点とは何か

療法と見なされておりました（そりゃあ、ホメオパシーが考案された当時の代表的な医療法は瀉血でしたからね）。

ところで現代の我が国におけるホメオパシーは、当時のホメオパシーとは似てもつかないようなものになっていたりとか（我が国の代表的なホメオパシーの推進団体であるホメオパシージャパンの代表、由井寅子の名前をもじって「トラコパシー」などと呼ばれることもあります）、レメデイ（ホメオパシーに用いられる薬と見なされる物質のこと）の作り方さえも何か変な機械（これについても朝日が報じていたはずです）を使うようになってしまっているという体たらくです。

さて、本家のホメオパシー（から派生したもの）についても、効果が無い、もしくは効果があると見なされている論文においては重大な瑕疵や捏造があつたりする、という指摘があります（この点については、WEBRONZAを追求した一人であるMocchimasasaの「やる夫で学ぶホメオパシー」に詳しい）。国際的な科学雑誌「Nature」にホメオパシーの効果を肯定するような論文が、「この論文については調査中である」という内容の但し書きが編集部によって付け足された形で」掲載され、そして案の定編集部によって否定されてしまいました。

結論として、ホメオパシー「そのもの」に薬効がないことはほとんど明らかになっていると言つていいでしょう（医療者による対話による心理的影響とかはあるかもしれませんが）。

#### 2. ホメオパシーは既に「過去の」（≡否定された）医療行為である

以上のことから、ホメオパシーは既に否定された医療行為であると思つていいでしょう。医療の分野は、常によりよく効くものに知識や手法が更新されていくものですので、もはやそれ自体に効果がないことが明らかになっているホメオパシーに出る幕はないものだと考えた方がいいでしょう。

#### 3. ホメオパシーを実践している医療者による医療事故が起つている

次に社会的な悪影響を。まず、つい最近和解判決が出た、山口県の助産師によるビタミンK2の不投与をはじめとして、ホメオパシーによる（死亡を含めて）医療事故は実際に起こっています。実のところ、ホメオパシーの信者による掲示板の書き込みが、そのまま医療事故として見た方がいいのではないかと、いうものも多数あるのですが、ホメオパシーが「好転反応」という言い回しにより、医療事故が覆い隠されているのが実情です。

#### 4. ホメオパシーは現代医療を否定している、ないし効果のある現代医療からクライアントを遠ざける要

困になっている

ビタミンK2の例でもわかるとおり、ホメオパシーは、標準的な現代医療から、本来であれば現代医療によって解決すべき問題などを抱えているクライアント（患者）を遠ざける要因になっているという側面があります。さらにホメオパシーの推進者がワクチンの投与などに対して否定的な見解をとっているなど、山口の事件を受けて体面上では現代医療を否定していないそぶりをとりつつも、実際はほとんど現代医療否定の立場に近い、と言わざるを得ません。もしかしたら詐欺と捉えられかねないことも起こっているのです。

5. 単純に、ホメオパシーの推進者は、薬効がないものを薬効があるものとして奨めている

まあ、これだけでも批判するには十分ではないかと思えます。これも一種の詐欺ではないでしょうか。

補遺. ホメオパシー批判自体にもそれなりに長い歴史がある

そもそもホメオパシー批判自体、古くはナイチンゲールのほか、昨年亡くなった有名な科学ライターであるマーティン・ガードナーの名著『奇妙な論理』でも批判されており（日本語版

ですと、ハヤカワ文庫版の下巻にあります）。それほど当時からホメオパシーというものが批判の対象となっていたということなのでしょう。

蛇足. 「善意の詐欺師」を肯定できるのか？

最後になりますけれども、ホメオパシーをはじめとする代替医療と現代医療を対置させる場合に、前者について、後者とは違い患者（クライアント）に対して親身になって向き合っている、などと言われることがあり、そのような見方が、ホメオパシー批判に対して「宥和」の立場に立つ側の主張の根幹になっていることがあります。しかし、ホメオパシーの側は、ここまで見た通り、ともすれば詐欺的行為とみなされかねないことを行っているわけです。そもそも代替医療の側が「親身になって患者に向き合っている」、現代医療の側がそうでない、という主張の根拠はどこにあるのでしょうか。単なるイメージなのではないでしょうか？

このような主張を検討するにあたっては、「善意の詐欺師」を肯定できるのか、という問いかけを行ってみるのがいいかもしれません。「善意」は場合によっては非常に凶悪な武器となり得ますし、「善意」によってより効果的な医療行為から遠ざけられるのはまっぴらごめんだ、という価値判断も当然あって然るべきでしょう。そして客観的に考えるならば、善意によってもよらずとも、効果的な医療行為から遠ざけられることに正当性を与えるこ

#### 4. ホメオパシーの問題点とは何か

とは難しいでしょう。ともすれば取り返しのつかない事態に陥ってしまふことも考えられるわけですから、一方の主張、そして「善意」を信じ込んで、正当な批判を「宥和」してしまふという愚かな事態は避けられるべきです。



## 5. 解雇規制緩和は若年層の敵か味方か (2011.2.6 サンシャインクリエーション) (50)

「POSSE」の連載第1回では城繁幸を採り上げました。城は、解雇を容易にできるようにすれば、会社に居座っている中高年正社員を容易に解雇できるようになり、その分若年層の雇用が回復し、また中高年に対しても解雇されないように、生産性が高まる、と考える論者の代表格です（「7割は課長にさえなれません」(PHP新書、2010年)なんて、そういう思想によって生み出されたユートピア妄想の典型です)。

ある種の解雇規制緩和論に特徴的なのは、自分たち(主に30代)の労働生産性は、中高年のそれに比して高く、そのため経済が合理的になれば淘汰されるのは自分たちではなく「奴ら」だ、と考えている節があることです。そして、生産性の低い中高年正社員の賃金をカットすれば、若い社員の給料が上がったり、あるいは新たな雇用が創出できると。

しかし、そう簡単にことは進むのでしょうか？

仮に解雇規制が緩和されたと仮定します。しかし(ベンチャーとか特殊な外資系とかでもない限り)中高年正社員は課長や部長などの重要なポストについている場合が多いかも知れません。若い人に引き継がせればなんとかなるでしょうが、特定の社員(特

に重要なポストの社員)に仕事がないなら、人事制度よりも会社そのものに問題がある可能性が高いのではないのでしょうか。

さらに、会社が若い社員に対して(On the job trainingなどの)教育を行う意欲が低いなら、解雇されるのは中高年ではなく若い正社員である可能性も高いでしょう。

さらに、解雇というものが「職を失う」ものである以上、職を失った人に対して新たな職を得させるようにする必要があります(職業訓練とか)。しかし、このデフレ不況下においてそれはかなり難しいと言わざるを得ません。また解雇される側が納得のいく形で解雇されるような仕組みの構築も必要でしょう(金銭での解決とか)。しかし、それが議論されることは往々にして少ないです。

問題はまだまだあります。解雇が容易になることにより、それによって生じる社会的な損失を誰が補填するのでしょうか。通常は政府だと思えますが、少なくとも現行の民主党政権には社会政策全般についてはやる気が全く感じられないので(まあ前の自民政権もそうでしたけど。つかみんな財務省と日銀が悪いや!と言いたくなります(笑)、そうすると資産を多く持っている高齢者層ということになるでしょう。しかしその資産とかを把

## 5. 解雇規制緩和は若年層の敵か味方か

握するためには、国民総背番号制的なものが必要不可欠です。

また多くの解雇規制緩和論は、概ね大企業内での正社員と非正社員の対立として考えている節があります。正社員の給料を下げれば「格差」は解消する、という考えは、そのようなものから生まれてくるものでしょう。しかし、特定の企業内ではそれでいいかもしれませんが、中小企業や、さらには日本経済全体ではどうなのでしょう？

この通り、解雇規制の緩和が若年層に対して一方的にいい方向に働く、という議論が成立するには、様々な障壁や、必要なインフラがいくつも横たわっているわけです。しかし、それをすっ飛ばした議論に、果たして実効性があるのか、ということです。これは若年層の「味方」「見方」と言い換えてもいいかもしれませんけど、を僭称する議論全般に言えることです。

ましてや全体のパイが縮小している現状においては、解雇規制の改革と社会福祉の実現をできるだけ「痛み」を抑えて行う、ということとは必然的に難しくなります。従ってまず主張すべきはパイの拡大でしょう。

「経済の縮小」「近い将来の財政の破綻」を前提に考えることそのものが議論の混乱を招いているという見方もできますが、少なくとも「若手会社社員の愚痴」レベルでの議論は避けるべきです。政府も税制も「あなたの正義」を実現してくれるものではありませんから。まずはその基本に立ち返ることこそ、重要なのではな

いでしょうか。

## 6. 防災のための東北地方太平洋沖地震記事レビュー (2011.5.1 Commentaries)☆(5)

2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震以降、様々な言説が飛び交うようになっていきます。その中で、私はそれらの言説に対してどのような点で注目しているか。一言で言えば、「(将来の)減災・防災に役立つか」です。役立つような言説であれば大いに歓迎しますし、役立たない言説であれば容赦なく批判を加えていきたいと思えます。

新聞をはじめ、多くのメディアがこの震災について有益な情報を発信しております。今回はその中でも特におすすめの記事をいくつかピックアップしたいと思います。

大型漁船、津波に乗って街を破壊 気仙沼、懸念が現

実に (朝日新聞、2011年3月22日配信)

東北大の災害制御研究センターによる気仙沼の被害調査をもとにした記事です。この記事においては、少なくとも5隻の大型漁船が津波に流されて、市街地のビルを倒していったということが報じられています。

実を言うと、サンクリのサークルパーにも書きましたが、大型の漂流物による建物の被害については2004年のスマトラ

島津波においても起こっており(このときは発電船。この記事でも触れられているが、詳しくは、沿岸技術研究センター・編『TSUNAMI——津波から生き延びるために』丸善、2008年11月を参照のこと)、今回も同様の被害が起こったことが窺えます。

迫る津波は想定以上「危ない」リーダー機転60人救

う (朝日新聞、2011年3月24日配信)

こちらは、宮城県七ヶ浜町の自主防災組織について報じた記事です。記事に掲載されている地域の自主防災組織のリーダーは、東北学院大の教授から津波防災に関する対策を学んでいたようですが、今回の津波の大きさが県の想定より大きかったとラジオの情報から判断し、本来避難所とされているところからさらに移動を指示した、と書かれております。

もちろんこれはリーダーの機転が素晴らしいこともあります。自主防災組織と防災学の連携というのは防災を考える上で重要なものです。

ちなみにこの2つの記事は長野剛記者によるものです。ホメオ